

JAの自動車共済から日常生活の思わぬ

トラブルによる賠償責任に備える保障が登場！！

『日常生活賠償責任特約』

例えばこんなとき

自転車運転中のトラブル



自転車で歩行人にケガをさせてしまった



自転車で転倒し、駐車中の他人の自動車に傷をつけてしまった

例えばこんなとき

日常生活のトラブル



お買い物中にお店の商品を壊してしまった



飼い犬が人を噛んでケガをさせてしまった



洗濯機のホースが外れて水漏れで階下に損害を与えてしまった

※住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。

示談交渉サービス付

まさかの事故時、相手方との交渉は、**JA共済におまかせください！**
この特約で共済金の支払い対象となる事故について、被共済者の申し出があり、かつ相手方の同意が得られれば、JA共済は被共済者のために示談交渉をお引き受けします。

※被共済者の過失がない場合などは、JA共済が示談交渉を行うことができません。

年間共済掛金 **1,890 円**

(一時払)

支払限度額 **2 億円**



福岡県において、令和2年10月1日から自転車保険(共済)への加入が義務となりました。ぜひ日常生活賠償責任特約への加入をご検討ください。

～福岡県自転車条例改正～

全国的に自転車利用者が加害者となる高額賠償事例が発生していることなど、最近の自転車を取り巻く状況の変化に対応するため、自転車条例が改正され、自転車保険(共済)への加入が義務化されました。

お支払い・サービスのご利用にあたっては所定の条件があります。この資料は概要を説明したものです。詳細につきましては「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」および「ご契約のしおり・約款」により必ずご確認ください。

もしものときは！《JA共済 日常生活事故対応センター》

0120-628-931

お問い合わせは・・・

JA直轄 本・支所の共済窓口へ